

第3回 放射線による健康影響に関する有識者会議結果

日時：平成24年3月20日（火）14時58分～17時35分

場所：栃木県庁 本館6階 大会議室1

1 あいさつ

(1) 名越 栃木県保健福祉部保健医療監

第2回の有識者会議では、健康への影響を確認するために、被ばく線量を目に見える形にする趣旨の4つの調査を実施することについての助言を受け、現在、調査を進めているところである。

また、先月(2月)、広聴会を開催し、直接県民の皆様と意見交換を行った。広聴会では、県民の不安軽減に向け、県として今後どのような対応が必要か等の情報を得る機会にもなったと考えている。

本日の第3回会議では、既に調査が終了した学校等における給食の陰膳調査や、ホールボディカウンターによる測定結果がまとまったため、この結果についての評価をお願いしたい。

また、年度末という区切りを迎えることから、本日、これまでの議論を踏まえた中間的なまとめを提言いただきたいと考えている。

(2) 鈴木座長(国際医療福祉大学病院クリニック院長)

これまで開催した2回の有識者会議や広聴会において、当委員会としては、放射線に対する県民の不安軽減のために被ばく状況の可視化を提案してきた。今回、2つの調査について、事務局から結果が報告されるので、議論をしていきたい。

また、広聴会ではいろいろな質問が提出された。その質問に対して、現在、回答を取りまとめており、本日は、回答がまとまっているものについてお話しできると思う。

今後とも委員の皆さんには協力いただき、よりよい情報を発信していきたいと思っている。

本日は、今年度最後の会合となることから、議論の結果を中間取りまとめとしてまとめ、4月以降の方向性についても検討していきたい。

2 議題

(1) 会議の公開・非公開の取り扱いについて

第1回会議において会議の公開・非公開の取扱いを決定しているが、本日の会議においては、この取扱いに照らして、基本的には公開として実施する。

(2) 議題1「県民の被ばく線量を把握するための調査」結果報告及び被ばく線量の中間評価について」

議題1-①「空間線量率からの試算方法について」

資料1-1に基づき、健康増進課から説明

委員から以下のような意見があった。

○ 使用するデータ及び推計方法について

- ・ 3月15日（火）から測定データがあるが、5月中旬以前と以降では、測定法が変更になったことから、データは分けて評価をすること。
- ・ 航空機モニタリングの測定結果（データ）が3月に公表されているので参考にする。
- ・ 5月13日（金）までの測定については、県内のそれぞれの市町が測っているデータを集め、測定機種やデータの校正方法（1cm線量当量）等もよく確認した上で放射線量を試算すること。

○ 生活パターン別の推計について

- ・ 放射線量の計算方法は、基本的に文部科学省の計算方法で行うこと。
- ・ 自治医大や獨協医大には公衆衛生学教室あるいは小児科学教室があるが、過去の研究において子どもの活動調査があるか確認し、調査結果があるようならば、放射線量の試算の際にその生活パターンを参考にする。
- ・ 放射線医学総合研究所のホームページでは、住んでいる場所の空間放射線量率を入力するだけで、線量が算出できるプログラム（住民線量評価システム）が掲載されており、県としても県民が利用しやすい工夫（ホームページにリンクする等）を検討すべき。

※事務局：放射線医学総合研究所ホームページでは、現在「住民線量評価システム」の公開を中止している。

(3) 議題 1-② 「個人線量計による幼保小中学生の被ばく線量測定について（状況報告）」

資料 1-2 に基づき、健康増進課から説明

- ・ 高い測定結果については、行動記録を確認する等し、有識者会議に対応を相談上、結果報告を行う。
- ・ 福島県の測定結果からも兄弟揃って高いデータを示した事例があったが、結果としては、自宅から比較的近いところにホットスポットがある方だった。このため測定結果は、何らかの形でホットスポットを見つける契機にもなり得る話であり、測定結果をどのようにとらえていくかについては、有識者会議で十分に検討する必要がある。
- ・ 異常値については、放射線被ばく管理（被ばく線量を予測して、予測値から有意に外れた場合は、着用状況・作業環境の確認を行う）手法に基づいて対応する。
- ・ 同意書には、「測定結果を栃木県、市町村及び私が所属する学校等に提供し、活用することに同意します」と記載があることから、測定結果についてはホットスポット対策にも活用できる。
- ・ 有意に非常に高い線量が測定された場合は、その方への何らかのフォローが必要である。
- ・ 福島県で行っている測定結果の取扱いを確認した上で、個人に対する結果の返し方を検討する。
- ・ 「測定結果報告書」に記載する測定値は、自然放射線を除いた線量とする。ただし、自然放射線量は併記すること。

(4) 議題 1-③「学校給食等(陰膳法)の測定結果について」

資料 1-3 に基づき、健康増進課から説明

- ・ヨウ素 131 については、半減期が約 8 日であり、現在、1,000 億分の 1 以下となっているため検出されない。
- ・セシウム 134 とセシウム 137 は 1 対 1 の割合で放出されている。そのため、どちらかが検出されれば、もう片方も検出されるはずであるが、今回の測定結果ではそうになっていないデータも散見される。これは事故で放出されたセシウムの量が微量であるためといえるではないか。
- ・通常、検出下限値の 2 倍程度から有意なデータとして認識する。今回の県内の給食の結果は 1 ベクレル/kg 未満の検出限界あたりで検出されているものの、有意なデータとしてとらえられないのではないか。
- ・カリウム 40 は、体重 60kg で大体 4,000 ベクレル/kg 程度が体内から検出される。そして、絶えず 100 ベクレル/kg 程度を摂取し、100 ベクレル/kg 程度が排泄される。給食からカリウムを 40~60 ベクレル/kg を摂取しているということは、3 月 12 日(福島原発事故)以前と変わらない状態だということである。
- ・カリウム 40 の測定結果はきちんと実態を反映していると考えられ、今回の検査については非常に高い信頼性があると判断できる。
- ・内部被ばく線量について、同じ 1 ベクレル存在する場合セシウム 134 はカリウム 40 の 3 倍、セシウム 137 は 2 倍程度に相当することを考慮すると、今回の給食の調査からは、放射性セシウムによる内部被ばくは、個別の食品中に含まれているカリウム 40 による内部被ばく個体差の範囲内に完全ににおさまる程度以下しか含まれていなかったということである。
- ・現在も内部被ばくは極めて少ない状況であるが、今後、新たな放射線の汚染が起こらない限り、放射性物質はさらに減衰していく。
- ・しかし、食材には若干放射性物質を取り込みやすいものがあり、季節や食習慣によってはそれを多く摂取する機会が増える可能性があることから、それを見越して情報提供を行うなど計画的な対応が必要である。
- ・厚生労働省や文部科学省、市町村が給食調査等類似の調査を実施している。それらについても市民に提供できると良い。
- ・食品のモニタリング検査を継続していくが、その結果で高い値が検出されたら、県として対応を検討すること。
- ・今回の陰膳による測定の結果を公表するときには、解釈や注釈を加えて公表すること。

(5) 議題 1-④「ホールボディカウンターを用いた内部被ばく線量の測定結果について」

資料 1-4 に基づき、健康増進課から説明

- ・同意の得られなかった方や測定日当日にインフルエンザ等によって欠席した方が 4 名を含め、23 名の辞退があり、合計 71 人が受検した。
- ・全員の内部被ばく線量は検出限界以下であり、預託線量は 1mSv 未満であったため、食品を経由した内部被ばくは、栃木県民ではほとんど無いと言ってよい。

(6) 議題 1-⑤「広聴会に寄せられた質問等に対する回答」について

資料 2-1 に基づき、健康増進課から説明

- ・広聴会での質問に対して、順次、有識者会議や県で確認後公開していくこととする。

(7) 議題 2 中間取りまとめについて

[別紙参照](#)

(8) 議題 3 その他

- ・次回の有識者会議は 5 月を目途に調整し、議題は、ガラスバッチ調査等の結果を踏まえた外部被ばく線量の総合的な評価と提言のとりまとめとする。
- ・県民は放射線の健康への影響に高い関心を示しているが、放射線に特化せず、禁煙や適正飲酒など通常健康づくりも含めた総合的な枠組みの中で事業を行っていくことも段階的には必要である。
- ・有識者会議のとりまとめを踏まえて実施するシンポジウムの構成について事務局で検討を始めること。
- ・県北地域での意見交換の場の設定についても考慮されたい。